

別表6 特定工場等の届出義務（条例）

届出の種類	届出時期	届出を怠った場合の罰則
<p>特定施設の設置の届出（条例第25条） 事業場に特定施設を設置しようとするときの届出</p>	特定施設の設置の工事の開始の日の30日前まで	届出をしなかったり、虚偽の届出をした場合30万円以下の罰金（条例第70条）
<p>特定施設の使用の届出（条例第26条） 工場、事業場に設置してある施設が、新たに特定施設として追加されたときの届出</p>	特定施設となった日から30日以内	届出をしなかったり、虚偽の届出をした場合20万円以下の罰金（条例第71条）
<p>特定施設の変更の届出（条例第27条）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 以前に届出した特定施設の種別及び種別ごとの数を変更しようとするときの届出 2 以前に届出した特定施設の構造及び管理の方法を変更しようとするときの届出 3 公害の防止の方法を変更しようとするときの届出 	変更の工事の開始の日の30日前まで	変更の届出をしなかったり虚偽の届出をした場合30万円以下の罰金（条例第70条）
<p>氏名等の変更の届出 （条例第28条で準用する第10条） 氏名、名称、住所、所在地、代表者の変更があったときの届出</p>	変更があった日から30日以内	
<p>使用廃止の届出 （条例第28条で準用する10条） 特定施設の使用を廃止したときの届出</p>	廃止した日から30日以内	
<p>承継の届出 （条例第28条で準用する第11条）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 特定施設を譲り受け、又は借り受けによって承継したときの届出 2 特定施設を相続、合併又は分割によって承継したときの届出 	承継があった日から30日以内	

注1）上記の届出を、市町長宛てに2部（正本1部、写し1部）届出なければならない。

注2）罰則等の規定は次のとおりである。

計画変更勧告（条例第29条）

市町村長は、届出の内容審査の結果、規制基準に適合しないことによりその周辺的生活環境が損なわれると認められるときは、その届出を受理した日から30日以内に特定施設の構造、使用若しくは管理の方法若しくは配置又は公害の防止に関する計画の変更を勧告することができる。

改善勧告（条例第34条第1項）

市町村長は、特定工場等からの悪臭が規制基準に適合しないことによりその特定工場等の周辺の生活環境が損なわれると認めるときは、特定施設の構造、使用若しくは管理の方法若しくは配置を変更し、又は公害の防止の方法を改善するよう勧告することができる。

改善命令等（条例第34条第2項、第36条）

市町村長は、計画変更勧告又は改善勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、これらの勧告に従うべきことを命じ、又は特定施設の使用の一時停止を命ずることができる。

改善命令に基づく改善措置をとったときは、速やかに、知事（市町村長）に届け出なければならない。

罰則

改善命令又は一時停止命令に違反した場合は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。（条例第69条）

改善命令に基づく改善措置をとったとき、そのことを届出しなかったり、虚偽の届出をした場合20万円以下の罰金に処する。（条例第71条）

別表7 悪臭の防止のための措置（条例）

（ 条例第33条
条例施行規則第25条 ）

区域	県内全域
対象	工場又は事業場（悪臭に係る特定工場等を除く）
内容	1 悪臭を発生する原料、製品等は、悪臭がもれにくい容器に収納し、又は覆いをかける等の措置を講じて保管すること。 2 屋内で悪臭を発生する作業を行う工場又は事業場は、作業場所を清潔に保ち、又は建物の気密性を高める等周辺の生活環境を損なうことのないよう必要な措置を講ずること。 3 悪臭を発生する作業は、周辺の生活環境が損なわれると認められる場合は、屋外において行わないこと。 4 強度の悪臭を発生する工場又は事業場には、有効な脱臭装置を設置すること。